

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 八田国際特許業務法人 様 〒102-0084 日本国 東京都千代田区二番町 1 1 番地 9 ダイアパレス 二番町	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 190081W001	発送日 (日.月.年) 24.09.2020	
国際出願番号 PCT/JP2020/031497	国際出願日 (日.月.年) 20.08.2020	優先日 (日.月.年) 26.09.2019
国際特許分類 (I P C) A61M 25/00(2006.01)i; A61M 25/09(2006.01)i FI: A61M25/00 600; A61M25/09 530		
出願人 (氏名又は名称) テルモ株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第 I 欄 見解の基礎
- 第 II 欄 優先権
- 第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第 IV 欄 発明の単一性の欠如
- 第 V 欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についての P C T 規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第 VI 欄 ある種の引用文献
- 第 VII 欄 国際出願の欠陥
- 第 VIII 欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関が P C T 規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を送付した日から 3 月又は優先日から 2 2 月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号	見解書を作成した日 09.09.2020	権限のある職員 (特許庁審査官) 岡▲さき▼ 潤 3E 3330 電話番号 03-3581-1101 内線 3346
---	-------------------------	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-11	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	1-11	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-11	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 2004-283588 A (メドトロニック ヴァスキュラー インコーポレイテッド)
14.10.2004(2004-10-14)

全文, 全図

& US 2004/0186511 A1

全文, 全図

& GB 2400325 A

& DE 102004013406 A1

& FR 2852519 A1

文献2 : JP 2009-285150 A (NTN株式会社) 10.12.2009(2009-12-10)

全文, 全図

& US 2011/0077681 A1

全文, 全図

& WO 2009/144995 A1

& EP 2294988 A1

請求項1-11に係る発明は、国際調査報告で引用された文献から、新規性及び進歩性を有する。請求項1に関し、文献1には、長尺なシャフト部を備えるオーバーザワイヤ型のカテーテルデバイス(160;[0040]-[0041],図10等)であって、前記シャフト部(162)は、ガイドワイヤ(164)が挿通可能なガイドワイヤルーメンを有し、前記ガイドワイヤルーメンに挿通された前記ガイドワイヤを前記シャフト部の軸方向に沿って(相対的に)進退移動させる第1移動部材(56,58;[0042])を有する、カテーテルデバイスが記載されている。

しかしながら、文献1には、「前記シャフト部の基端部に、前記シャフト部の外表面と前記シャフト部の内表面とを連通する連通部」を有するとの事項と「前記連通部は、前記ガイドワイヤルーメンに挿通された前記ガイドワイヤを前記シャフト部の軸方向に沿って進退移動させる第1移動部材を前記ガイドワイヤの外表面に対して接触可能な位置まで導入可能である」との事項(両事項を以下「事項A」という)、が開示されておらず、これらの「事項A」を具備したオーバーザワイヤ型のカテーテルデバイスは、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも開示がない。

そして、請求項1に係る発明はこれにより、当該カテーテルデバイスのガイドワイヤルーメンに挿通されたガイドワイヤを、医療デバイスに設けられた第1移動部材によって当該カテーテルデバイスから独立して進退移動させることができる([0012])という、作用効果を奏する。

また、請求項11に関しても、同様に、少なくとも文献1には、前記「事項A」が開示されておらず、これらの「事項A」を具備したオーバーザワイヤ型のカテーテルデバイスは、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも開示がない。

そして、請求項11に係る発明はこれにより、当該カテーテルデバイスのガイドワイヤルーメンに挿通されたガイドワイヤを、医療デバイスに設けられた第1移動部材によって当該カテーテルデバイスから独立して進退移動させることができる([0012])という、作用効果を奏する。

請求項2-10に係る発明は、請求項1の全構成を含むものであるため、新規性及び進歩性を有する。